

第21回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年2月2日（火）

午後8時00分から

場所：本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

（1）新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

（2）緊急事態宣言の延長に伴う措置の内容について

（3）医療提供体制・検査体制の拡充等について

（4）その他

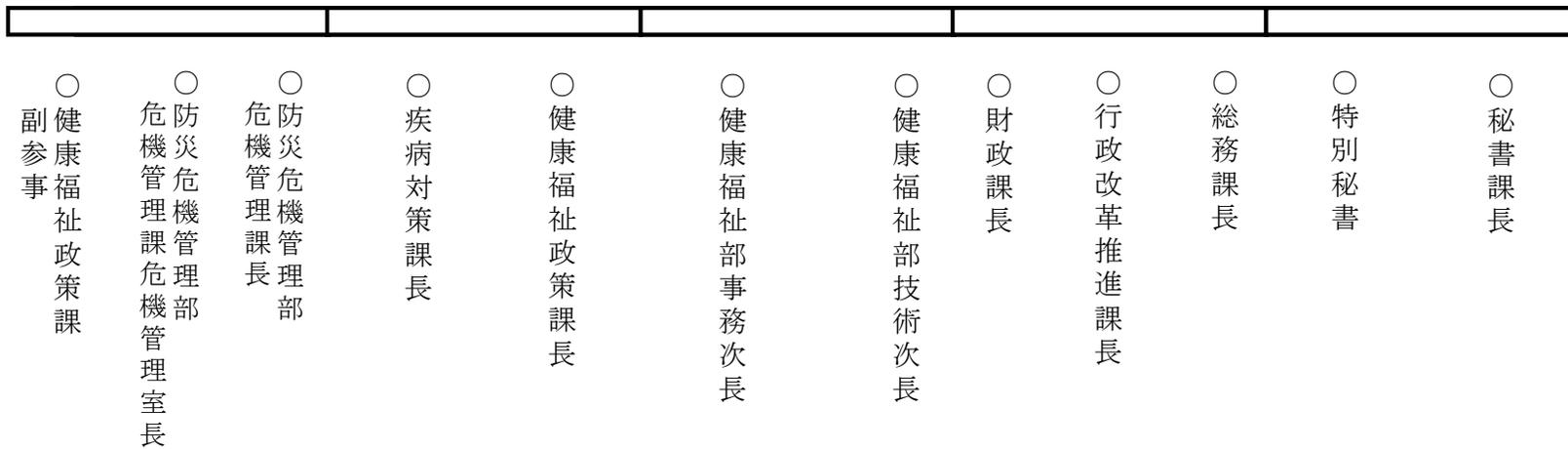
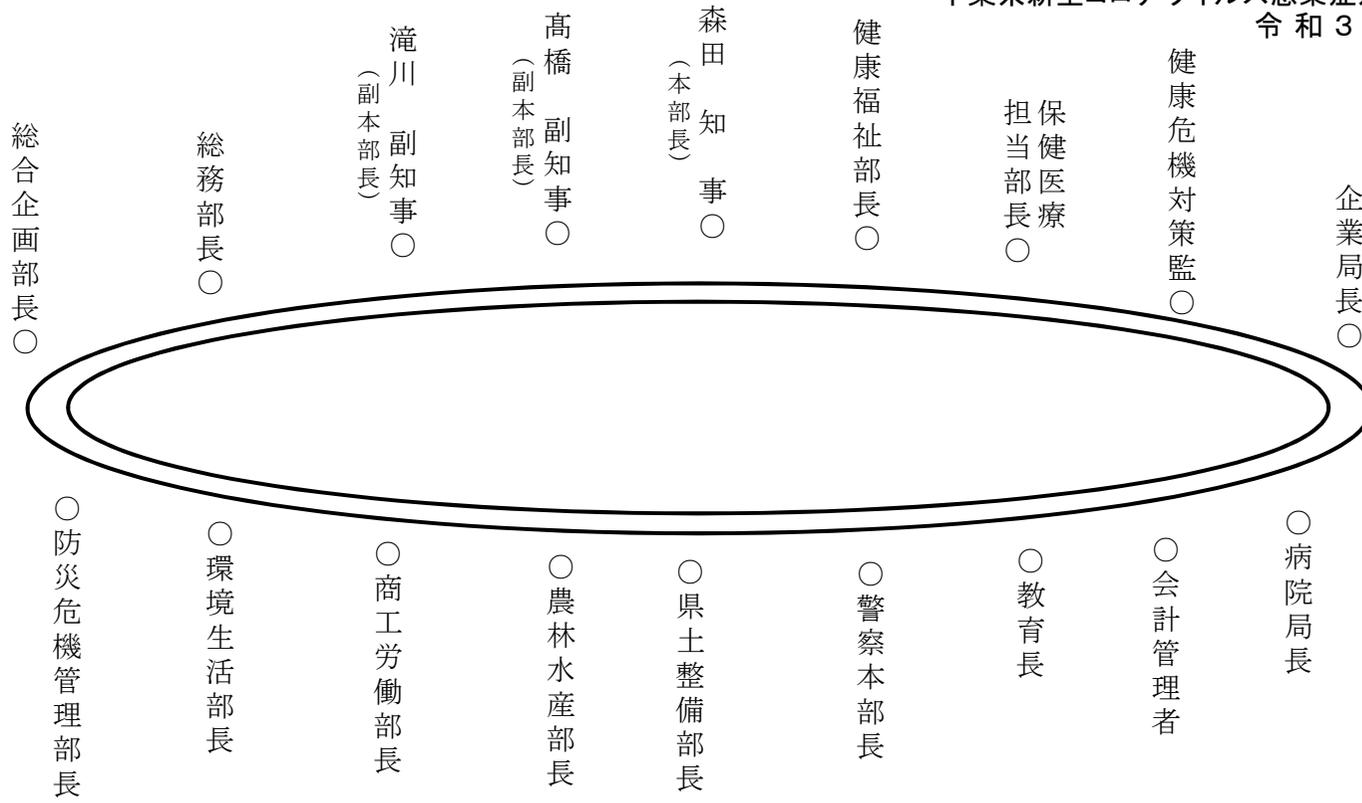
3 閉 会

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員名簿

令和3年2月2日（火）

本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次
令和3年2月2日



新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和3年2月2日(火)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

感染状況等に係る千葉県の指標（再度の協力要請等の判断基準）

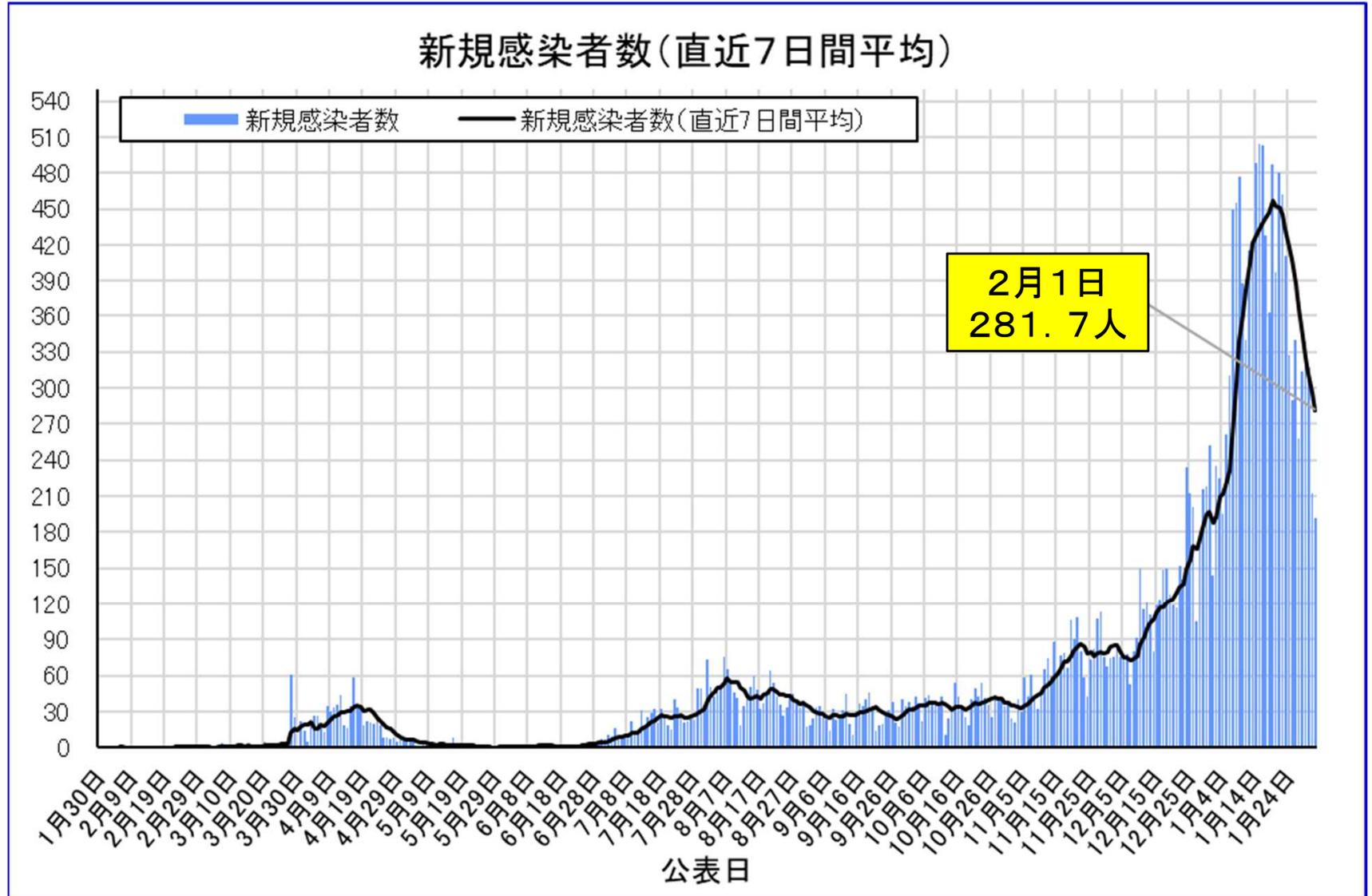
➤ 下表の指標についてモニタリングを行い、複数の指標が目安に該当した場合は、クラスターの発生や感染経路不明者の割合、入院患者数の状況等を勘案して、施設の使用停止の再要請等について総合的に判断する。

指標	本日の数値 (2月1日)	目安	
		警報	再要請
1. 感染状況			
① 新規感染者数 (直近7日間平均)	281.7人	5人以上/日	10人以上/日
② 新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)	0.69	1を上回る	1.5を上回る
③ 直近1週間の新規感染者数に占める60歳以上の割合	32.4%(639/1,972)	総合的に判断するための項目	
④ 直近1週間の感染経路不明者数の割合 (調査中の者を含む)	67.1%(1,323/1,972)	総合的に判断するための項目	
⑤ PCR検査の陽性割合 (直近1週間平均・陰性化確認検査を除く)	8.72% (1月29日時点)	3.5%以上	7%以上
2. 医療提供体制			
① 入院者数/即応病床数＝病床稼働率	64.6%(706/1,093)	総合的に判断するための項目	
② 重症者数	48人	総合的に判断するための項目	
③ ホテル療養者数/確保部屋数＝ホテル稼働率	29.0%(281/968)	総合的に判断するための項目	

注) 1. ①～⑤は7日間の平均で算出。

指標①：新規感染者数（直近7日間平均）

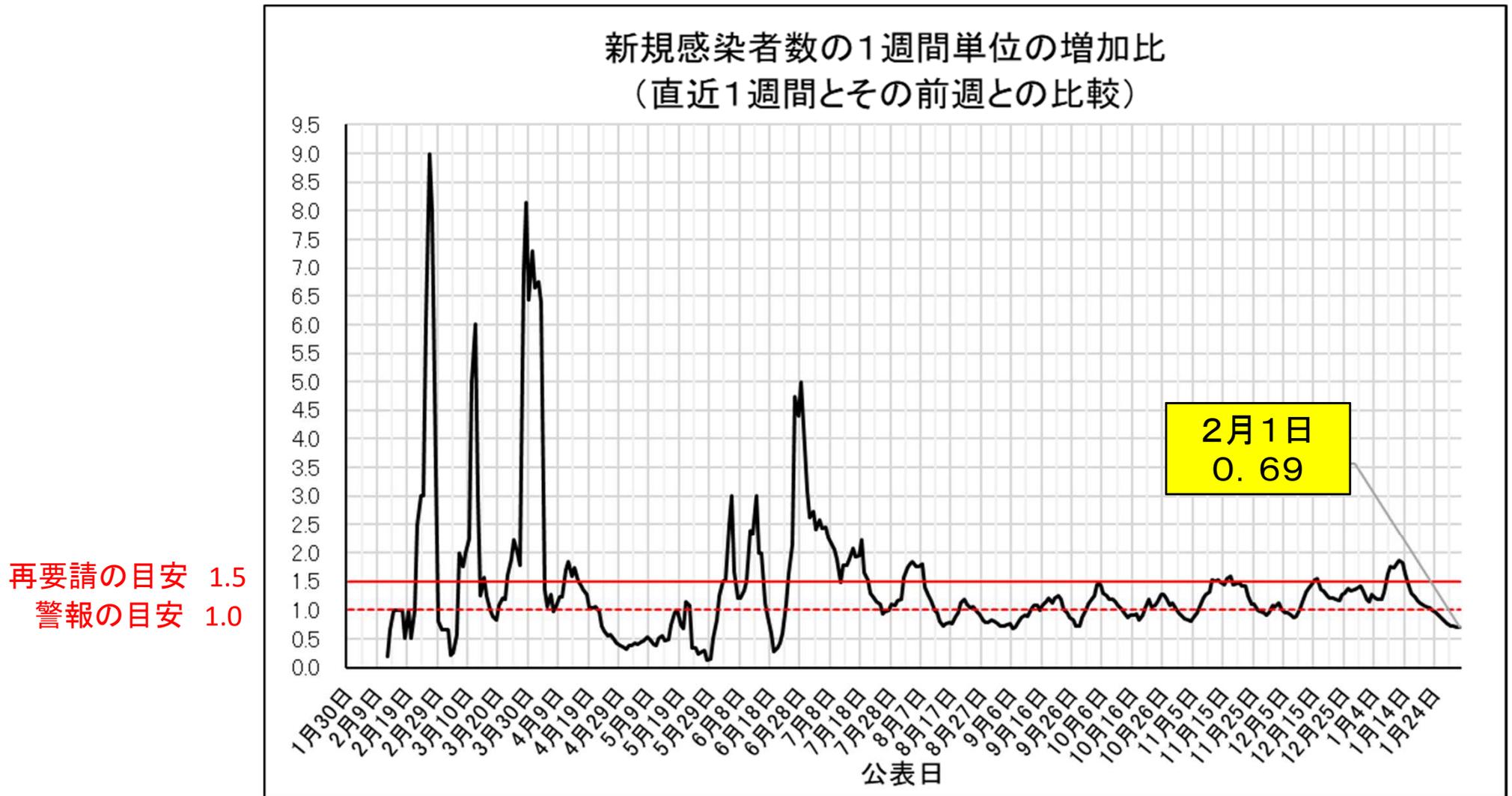
- 新規感染者数（直近7日間平均）は、12月中旬以降、急速に増加し、1月19日に過去最多の456.4人となったが、その後は減少傾向に転じ、2月1日時点では281.7人となっている。



指標②：新規感染者数の1週間単位の増加比（直近1週間とその前週との比較）

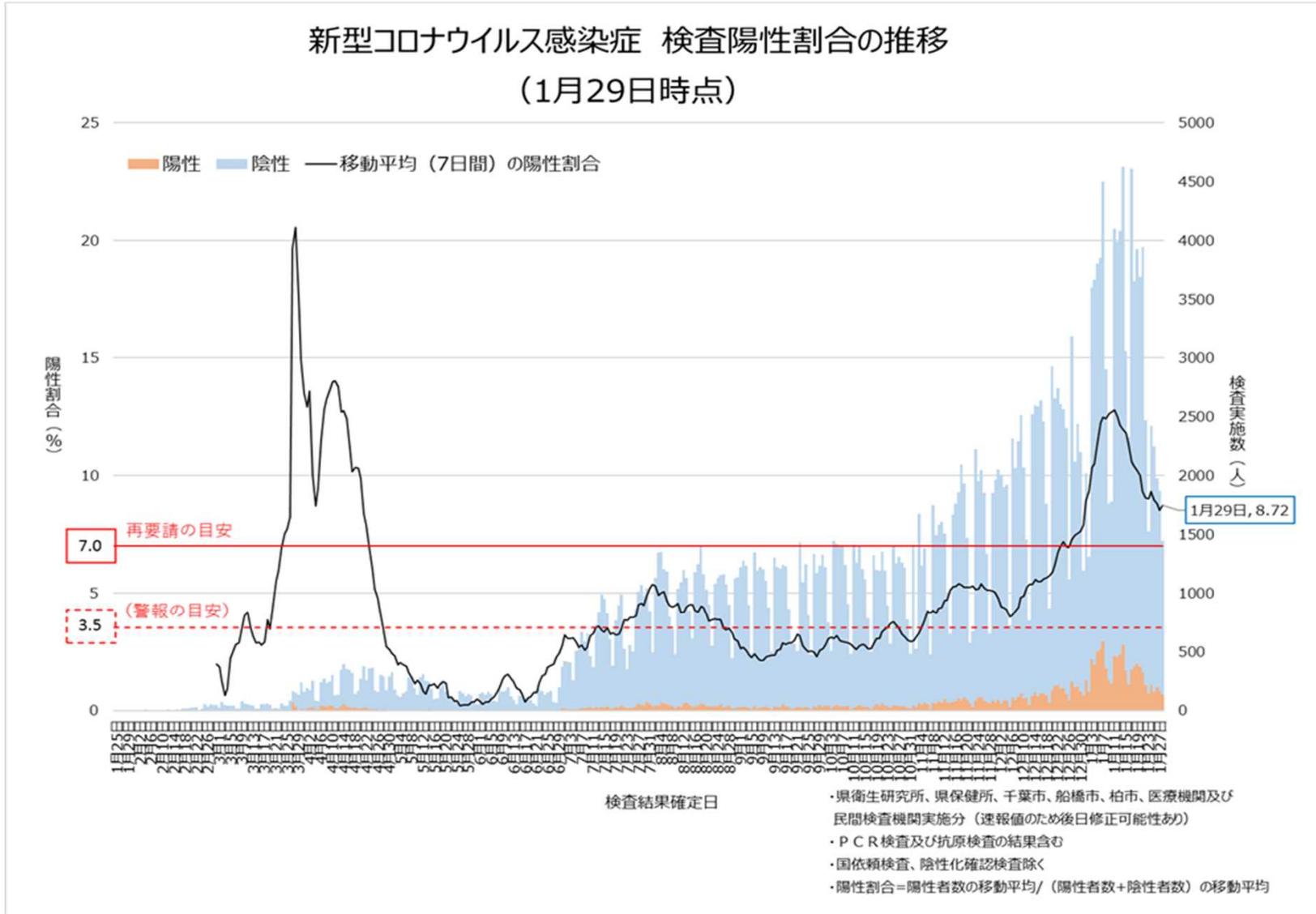
- 新規感染者数の1週間単位の増加比は、6月28日に5.0となって以降は減少し、1.0前後で推移していた。11月以降は1.5を超える日もあったが、2月1日までの直近1週間とその前週との比較では0.69となっている。

（※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増）



指標⑤：PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、12月以降上昇し、1月に入ると10%を超える日が続いたものの、その後、減少傾向に転じ、2月1日までの直近1週間の平均は8.72%となっている。

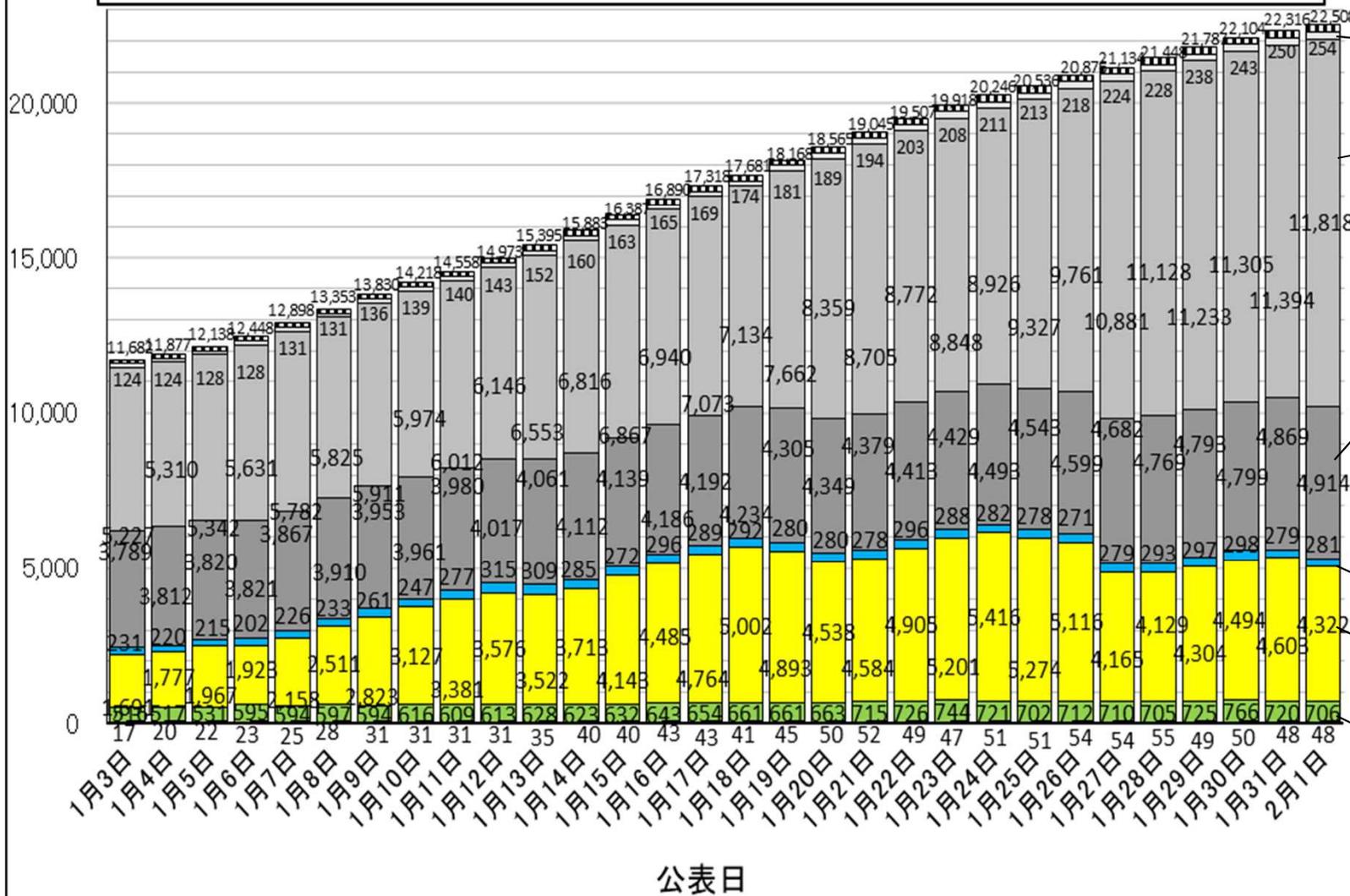


期間	陽性割合
12/5 ～12/11	4.87%
12/12 ～12/18	5.61%
12/19 ～12/25	7.17%
12/26 ～1/1	7.90%
1/2 ～1/8	12.45%
1/9 ～1/15	11.94%
1/16 ～1/22	9.32%
1/23 ～1/29	8.72%

【参考】感染者の状況別内訳

新型コロナウイルス感染者数の推移(累積、公表日別)

■入院中 ■入院調整中等 ■ホテル療養 ■施設内療養 ■退院 ■療養解除 □死亡 ■その他 ■重症



累積感染者数
22,508名
(2月1日公表時点)

死亡 254名

療養解除 11,818名

退院 4,914名

療養が必要な方: 5,309名

施設内療養	0名
ホテル療養	281名
入院調整中等	4,322名
入院中 (うち重症)	706名 (48名)

【参考】政府の指標及び目安（千葉県の実況等）

項目	本日の数値 (2月1日)	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
医療提供体制等の負荷			
① 病床のひっ迫具合(病床全体) 最大確保病床の占有率	58.8%(706/1,200)	1/5(20%)以上	1/2(50%)以上
① 病床のひっ迫具合(病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	64.6%(706/1,093)	1/4(25%)以上	—
① 病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 最大確保病床の占有率	26.7%(48/180)	1/5(20%)以上	1/2(50%)以上
① 病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	54.5%(48/88)	1/4(25%)以上	—
② 療養者数 人口10万人当たりの全療養者数	88.22人	15人以上	25人以上
監視体制			
③ PCR陽性率	8.72% (1月29日時点)	10%	10%
感染の状況			
④ 新規報告数	31.51人	15人/10万人 /週以上	25人/10万人 /週以上
⑤ 直近一週間と先週一週間の比較	0.69	直近一週間が 先週一週間より多い	直近一週間が 先週一週間より多い
⑥ 感染経路不明割合	67.1%(1,323/1,972)	50%	50%

注)②療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数

案

令和3年2月2日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

令和3年2月2日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間を3月7日まで延長、実施すべき区域を千葉県を含む10都府県として指定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

これ以上の感染拡大を何としても抑え、医療崩壊を止めるため、引き続き、県民・事業者の皆様の御理解・御協力をお願いします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

1 基本的対処方針の概要 《変更なし》

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 緊急事態措置を実施すべき区域においては、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。具体的には、飲食店に対する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。

2 県における基本的な考え方 《期間の延長》

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 感染リスクの高い場面、特に飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。
- ③ 県一丸となって感染防止対策に取り組むこととし、地域は千葉県全域、期間は国の方針を踏まえ3月7日までとする。

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について 《期間の延長》

(1) 県民の皆様へ 【特措法第45条1項】

- 日中も含め、不要不急の外出・移動は自粛してください。特に、20時以降の不要不急の外出の自粛を徹底してください。

また、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えてください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

- 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

- ※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf

「新しい生活様式の実践例」

URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti30.html>

(2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ 【特措法第24条9項】

期間：令和3年3月7日（日）まで期間を延長

- イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。

- 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。

- 開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2メートル）

- ※ 上記の人数制限の基準は、令和3年1月12日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

- ※ 上記の人数上限以外の条件の詳細については、引き続き千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

(3) 事業者の皆様へ 【特措法第24条9項】

① 県内全域の「飲食店^{*1}」・「遊興施設^{*2}のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」の皆様へ

期間：令和3年3月7日（日）まで期間を延長

- 「20時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。

食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

※ 全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。

※ 申請方法、必要書類については、別途、発表しますが、協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

② 県内全域の事業者等の皆様へ

- 職場への出勤は、外出自粛等の要請対象からは除かれるものですが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進してください。
- 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等）や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。
- 街頭の電飾などのイルミネーションは早めに消灯するようお願いいたします。
- 飲食につながる会合は、自粛してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン^{*}が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。

※ 業種別のガイドライン

（内閣官房ホームページ）<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

○ 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

○ 下表に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「3つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、事業の継続をお願いします。

区分	事業内容	
医療体制の維持	病院、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売 等	
支援が必要な方々の保護の継続	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係 等	
国民の安定的な生活の確保	インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター 等
	飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	生活必需物資供給関係	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	宅配・テイクアウト	—
	生活必需品の小売り関係	百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア 等
	家庭用品のメンテナンス関係	配管工・電気技師 等
	生活必需サービス	銭湯、理美容、ランドリー、獣医 等
	ごみ処理関係	廃棄物収集、運搬、処分 等
	冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者 等
	メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者 等
	個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備 等
社会の安定の維持	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス 等
	物流・運送サービス	鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便 等
	国防に必要な製造業・サービス業の維持	航空機、潜水艦 等
	企業活動・治安の維持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係 等
	安全安心に必要な社会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理 等
	行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス
	育児サービス	託児所 等

4 緊急事態措置とあわせたお願いについて <<期間の延長及び項目の追加>>

(1) 県民の皆様へ ～飲食時は黙食～

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

(2) 飲食店以外の施設の皆様へ

- ① 対象：運動施設又は遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）

期間：令和3年3月7日（日）まで期間を延長

- 「20時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
- 上限人数は5,000人かつ収容率は50%までとしてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

※ 上記の人数制限の基準は、令和3年1月12日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

- ② 対象：遊興施設*（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、物品販売業を営む店舗（1,000平米超・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く）、サービス業を営む店舗（1,000平米超・生活必需サービスを除く）

期間：令和3年3月7日（日）まで期間を延長

- 「20時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、お願いの対象から除きます。

(3) イベント主催者の皆様へ

施設の管理者の皆様は、20時までの営業短縮をお願いしていることを踏まえ、イベント主催者の皆様も20時までの開催に御留意いただくようお願いいたします。

5 その他の事項 <<期間の延長又は事業の中止>>

- ① 「Go To イート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけの期限「令和3年2月7日まで」（現行）を、「令和3年3月7日まで」に延長します。
- ② 「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止の期限「令和3年2月7日まで」（現行）を、「令和3年3月7日まで」に延長します。
- ③ 県が支援する団体バスツアーについて、支援対象期間を令和3年2月28日までとしていることから、事業を中止します。

【問い合わせ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL043-223-4318

飲食店の営業時間短縮に関する事

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL043-223-4318

ただし、協力金の申請手続に関する事

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL043-223-2709

一般問い合わせ（専用コールセンター） TEL0570-003-894

Go To イートに関する事（5①関係）

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL043-223-2790

一般問い合わせ（Go To イート千葉県事務局） TEL0570-052-120

ディスカバー千葉に関する事（5②関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL043-223-2484

一般問い合わせ（一般コールセンター） TEL0570-054-389

県が支援するバスツアーに関する事（5③関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL043-223-2484

一般問い合わせ（（公社）千葉県観光物産協会） TEL043-225-9170

医療提供体制・検査体制の拡充等

令和3年2月2日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

今回、「基本的対処方針」（改訂）で示された次の事項について、国からの通知等を踏まえ、本県として必要な措置を推進していくこととする。

- 1 高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画の策定、その後も感染状況に応じ定期的に検査を実施
高齢者施設等への感染制御及び業務継続支援チームの派遣等
- 2 民間検査に関する環境整備
(民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等を要請)
- 3 医療機能に応じた役割分担を明確化した上での病床の確保
地域の実情に応じた転院支援の仕組みの検討等
- 4 家庭内感染防止等のため、自宅療養における健康フォローアップの強化等

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関への依頼について

令和3年2月

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

これまで新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていただいていた医療機関だけでなく、県内すべての医療機関で新型コロナウイルス感染症に立ち向かっていただくため、以下の事項を県内の病院に依頼しています。

1 全ての病院に対する依頼

(1) 平時の感染防止策

一般患者においても新型コロナウイルス感染症を含む感染症の罹患が判明することから、医療機関に求められる感染防止策を平時から徹底すること。

特に、自院で入院中の患者が発熱した際には、診察を行い、新型コロナウイルス感染症を疑う場合には検査を実施すること。

(2) 退院基準を満たし通常医療（入院医療）の提供を必要とする患者への対応

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合など、厚生労働省が示す退院基準を満たした者については、感染性が極めて低下していることから、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていない病院を中心に、一般患者と同様に入院医療を提供すること。

2 病院の機能に応じた依頼

それぞれの病院が持つ機能に応じて新型コロナウイルス感染症に係る入院医療・外来医療に対応いただくため、以下の事項を依頼しています。

(1) 入院医療

ア 災害拠点病院（27病院）

災害時に多発する重症傷病者に対する救急医療体制を確保するため、高度な診療機能や広域搬送の対応機能等を備えた病院として県が指定する「災害拠点病院」においては、下記項目のいずれかを満たすように入院医療体制を整備すること。

- 新型コロナウイルス感染症患者用病床を一般病床数の5%以上確保すること。
- 新型コロナウイルス感染症重症患者用病床を一般病床数の1%以上確保すること。

※ 医療機関同士の役割分担により、地域の入院医療体制として上記項目のいずれかを満たす形でもよい。

イ 救急告示病院（146病院）

事故や急病等による傷病者を救急隊が緊急に搬送する医療機関として知事が認定する「救急告示病院」のうち、200床以上の一般病床数を持つ病院（災害拠点病院を除く33病院）においては、①新型コロナウイルス感染症に感染した緊急搬送患者に入院医療を提供するため、並びに②緊急搬送入院後に感染が判明した患者に入院医療を提供するため、新型コロナウイルス感染症患者用病床をできるだけ多く確保すること。

また、緊急搬送については、特に夜間の搬送調整が困難になっていることから、新型コロナウイルス感染症患者用病床を確保する救急告示病院においては、夜間の患者受け入れを行い、夜間輪番体制に協力すること。

ウ 大学病院（11病院）

高度医療を担っている大学病院のうち、400床以上の病床を持ち、医科である病院（8病院）においては、災害拠点病院に準じて対応すること。

※ ア、イ及びウには、重複する病院を含みます。

（2）外来医療

ア 発熱患者等の外来診療を行う病院

外来診療の結果、新型コロナウイルス感染症を疑う場合に検査を実施すること。

イ 救急告示病院（146病院）

感染防止策を施した救急外来診療体制を構築し、発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈している緊急搬送患者であっても対応すること。

また、緊急搬送患者が新型コロナウイルス感染症に罹患していることが判明した場合に備えて、個室を用意すること。

緊急事態宣言の延長に伴う県有施設の利用制限について

令和3年2月2日

総務部

本日、緊急事態宣言が延長されたことを踏まえ、次のとおり、県有施設の利用制限を延長する。

記

1 対象期間

緊急事態宣言の発出期間中

2 利用制限を実施する施設について

(1) 休館する施設

・文書館、男女共同参画センター、西部防災センター、博物館、美術館

(2) 利用時間の短縮などの制限を行なう施設

・幕張メッセ、青少年教育施設、図書館、運動施設など
・その他（研修室、会議室等の屋内施設）

※ 各施設の利用制限の状況は、別添のとおり。

なお、今後の感染状況によって、休館等の利用制限については変更する
場合がある。

担当：総務部 行政改革推進課

電話：043-223-2046

県有施設の利用制限の状況（令和3年2月2日現在）

※なお、下記に記載がない施設についても、感染拡大防止措置を講じることが困難な事業・イベント等については、個別に対応を行うことがあります。（詳細は各施設へお問い合わせください。）

1 休館する施設

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	休館等の内容	対象箇所（期間）
1	総務部	政策法務課 043-223-2152	千葉県文書館	全面休館（ただし、以下のサービスは継続） ・HPでの資料検索 ・郵送による有償資料の頒布 ・電話等によるレファレンス	全体（当面の間）
2	総合企画部	男女共同参画課 043-223-2379	千葉県男女共同参画センター	全面休館（ただし、以下のサービスは継続） ・図書、映像資料、行政資料に係るレファレンス及び郵送による貸出 ・相談事業	1月9日～緊急事態宣言の間
3	防災危機管理部	防災政策課 043-223-2176	千葉県西部防災センター	全面休館	全体（緊急事態宣言の間）
4	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立房総のむら	臨時休館	全体（1月9日から当面の間）
5	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館本館	臨時休館	全体（1月9日から当面の間）
6	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館大利根分館	臨時休館	全体（1月9日から当面の間）
7	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館大多喜城分館	臨時休館	全体（1月9日から当面の間）

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	休館等の内容	対象箇所（期間）
8	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館 分館海の博物館	臨時休館	全体（1月9日から当面の間）
9	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立関宿城博物館	臨時休館	全体（1月9日から当面の間）
10	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立美術館	臨時休館	全体（1月13日から当面の間）
11	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立現代産業科学館	臨時休館	全体（1月9日から当面の間）

2 利用制限を行う施設

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	休館等の内容	対象箇所（期間）
12	健康福祉部	高齢者福祉課 043-223-2328	千葉県福祉ふれあいプラザ	開館時間を午後7時までに短縮	全体（緊急事態宣言の間）
13	健康福祉部	障害者福祉推進課 043-223-2340	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター	営業時間を午後8時までに短縮	全体（緊急事態宣言の間）
14	環境生活部	自然保護課 043-223-2056	自然公園施設 大房岬自然公園施設	一部休館（休業）	①キャンプ場（緊急事態宣言の間）
15	環境生活部	くらし安全推進課 043-223-2292	千葉県消費者センター	一部休館（休業）	①研修室及び研修ホール（緊急事態宣言の間） ②閲覧室（緊急事態宣言の間） ③来所相談（緊急事態宣言の間は原則休止・電話相談は通常どおり実施）
16	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406	文化会館 千葉県文化会館	原則休館 ※ただし、既にチケット販売や事前予約が行われている場合は対象外とする。 ○予約済の催物の取扱い ・イベント開催制限を遵守する。 ・20時までに利用を終えるよう要請する（チケット販売済のものを除く。）。	全館 (緊急事態宣言の間)

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	休館等の内容	対象箇所（期間）
17	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406	文化会館 千葉県東総 文化会館	原則休館 ※ただし、既にチケット販売や事前予約が行われている場合は対象外とする。 ○予約済の催物の取扱い ・イベント開催制限を遵守する。 ・20時までに利用を終えるよう要請する（チケット販売済のものを除く。）。	全館 (緊急事態宣言の間)
18	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406	文化会館 千葉県南総 文化ホール	原則休館 ※ただし、既にチケット販売や事前予約が行われている場合は対象外とする。 ○予約済の催物の取扱い ・イベント開催制限を遵守する。 ・20時までに利用を終えるよう要請する（チケット販売済のものを除く。）。	全館 (緊急事態宣言の間)
19	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406	文化会館 青葉の森公園 芸術文化ホール	原則休館 ※ただし、既にチケット販売や事前予約が行われている場合は対象外とする。 ○予約済の催物の取扱い ・イベント開催制限を遵守する。 ・20時までに利用を終えるよう要請する（チケット販売済のものを除く。）。	全館 (緊急事態宣言の間)
20	商工労働部	経済政策課 043-223-2733	幕張メッセ国際展示場 (日本コンベンション センター国際展示場)	・休館しない（感染拡大防止措置を講じた上で運営継続）。 ・イベント開催制限を遵守する。 ・予約の無い日は施設入口を閉鎖する。 ・集客イベントについては、20時以降の使用を制限する。	全体（緊急事態宣言の間）
21	商工労働部	産業振興課 043-223-2718	東葛テクノプラザ	・休館しない（感染拡大防止措置を講じた上で運営継続）。 ・イベント開催制限を遵守する。 ・会議室等については、20時以降の使用を制限する。	全体（緊急事態宣言の間）
22	商工労働部	企業立地課 043-223-2443	かずさアカデミアホール	・休館しない（感染拡大防止措置を講じた上で運営継続）。 ・イベント開催制限を遵守する。 ・予約の無い日は施設入口を閉鎖する。 ・20時以降の使用を制限する。	全体（緊急事態宣言の間）

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	休館等の内容	対象箇所（期間）
23	農林水産部	担い手支援課 043-223-2904	農業大学校	・休校せずに運営 ・部活動は中止	・部活動の活動場所（グラウンド・体育館、視聴覚教室） （緊急事態宣言の間）
24	農林水産部	畜産課 043-223-2777	千葉県酪農のさと	引き続き開館することとし、イベント等については個別に対応を検討する。	
25	農林水産部	森林課 043-223-2947	内浦山県民の森	引き続き開館することとし、イベント等については個別に対応を検討する。 【20時以降の利用制限】 右記施設について、20時以降の利用を制限する * 宿泊棟の食堂（飲食提供）は通常営業時間が20時まで	・文化体育館（緊急事態宣言の間） ・会議室（緊急事態宣言の間）
26	農林水産部	森林課 043-223-2947	清和県民の森	引き続き開館することとし、イベント等については個別に対応を検討する。	
27	農林水産部	森林課 043-223-2947	館山野鳥の森	引き続き開館することとし、イベント等については個別に対応を検討する。	
28	農林水産部	森林課 043-223-2947	船橋県民の森	引き続き開館することとし、イベント等については個別に対応を検討する。	
29	農林水産部	森林課 043-223-2947	東庄県民の森	引き続き開館することとし、イベント等については個別に対応を検討する。	
30	農林水産部	森林課 043-223-2947	大多喜県民の森	引き続き開館することとし、イベント等については個別に対応を検討する。	
31	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930	富津公園	21時までの利用を20時までに短縮	・野外劇場 ・屋内プール ・トレーニング室 （緊急事態宣言の間）

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	休館等の内容	対象箇所（期間）
32	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930	館山運動公園	21時までの利用を20時までに短縮	・体育館 ・庭球場 ・トレーニング室 ・会議室 (緊急事態宣言の間)
33	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930	柏の葉公園	21時までの利用を20時までに短縮	・体育館 ・総合競技場 ・庭球場 ・茶室 ・トレーニング室 ・会議室 (緊急事態宣言の間)
34	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立手賀の丘少年自然の家	利用者の人数を制限するなどして開所する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。	全体（当面の間）
35	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立水郷小見川少年自然の家	利用者の人数を制限するなどして開所する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。	全体（当面の間）
36	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立君津亀山少年自然の家	利用者の人数を制限するなどして開所する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。	全体（当面の間）
37	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立東金青年の家	利用者の人数を制限するなどして開所する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。	全体（当面の間）
38	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立鴨川青年の家	利用者の人数を制限するなどして開所する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。	全体（当面の間）
39	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	さわやかちば県民プラザ	閉所時間を21時から17時とする。 ただし、予約済みの利用は可能。 1月8日～新規予約受入れ中止	全体（当面の間）
40	教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立中央図書館	①館内滞在人数を制限(継続) ②開館時間を2時間短縮(平日9時～19時⇒9時～17時)	全体（当面の間）
41	教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立西部図書館	①館内滞在人数を制限(継続) ②開館時間を2時間短縮(平日9時～19時⇒9時～17時)	全体（当面の間）
42	教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立東部図書館	①館内滞在人数を制限(継続) ②開館時間を2時間短縮(平日9時～19時⇒9時～17時)	全体（当面の間）
43	教育庁	学習指導課 043-223-4052	総合教育センター	一部休業（集合研修なし）	会議室（当面の間）
44	教育庁	体育課 043-223-4106	千葉県総合スポーツセンター	営業時間の短縮 9時～21時⇒9時～19時 新規予約の停止	屋内施設※スポーツ科学センター、武道館、宿泊研修所 (当面の間)

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	休館等の内容	対象箇所(期間)
45	教育庁	体育課 043-223-4106	千葉県国際総合水泳場	営業時間の短縮 10時～20時30分⇒10時～19時30分	全体(当面の間)